

# Bridge ブリッジ

2月号

## トレンドニュース(令和7年12月分)

## ◆ 大阪労働局: 有効求人倍率(季調値): 1.16倍(前月比0.01P低下)

「現下の雇用失業情勢は、改善の動きが弱まっている。」

## ◆ 管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数: 8,001人と前年同月比18.8%減少。

新規求職申込件数: 1,308人と前年同月比9.9%増加。

⇒新規求職者が6ヶ月連続で増加しています。人材確保には是非ハローワークをご利用ください。

## ◆ ~ 翌年度の36協定届等の届出は電子申請を利用しましょう! ~

## ☆翌年度の届出はお早めにお願いします☆

電子申請を利用すると、時間外労働・休日労働に関する協定届(36協定届)の届出が、行政機関の窓口に行かなくても、職場等どこからでも、24時間365日いつでも手続きできます。

来署・郵送の負担軽減による届出・申請の業務効率化のため、是非とも電子申請をご利用ください!

なお、例年、3月下旬から4月上旬にかけては、36協定等の届出が集中しますので、できる限り、3月上旬を目途に届出してください。

36協定等の電子申請の方法の詳細は、以下のポータルサイトをご覧ください。



[https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support\\_1.html](https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html)

## 目 次

## 《お知らせ情報》

- ◆ 36協定締結周知期間(令和8年1月16日～2月15日) ~み(3)んなでむ(6)すばう! 36協定~
- ◆ 36協定の適正な締結
- ◆ 第2回化学物質管理強調月間を実施します
- ◆ 労働者50人未満の事業場の皆様へ ストレスチェックを実施しましょう
- ◆ 育児休業等給付専用のコールセンターを設置します

## 《賃金情報等》

- ・ハローワーク大阪東の求人・求職状況
- ・職業別有効求人倍率表(フルタイム・パートタイム)
- ・職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況(フルタイム・パートタイム)
- ・中途採用者採用時賃金情報(令和7年10月～令和7年12月)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数

## ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36  
ピップビル1～3階

Tel 06-6942-4771



ハローワーク大阪東  
ホームページ



## 大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10  
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

Tel 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



時間外労働を行うには36(サブロク)協定が必要です。



労働基準局広報キャラクター  
「たしかめたん」

# 「36協定締結周知期間」

(令和8年1月16日～2月15日)  
～み(3)んなでむ(6)  
すぼう！36協定～

- 「法定労働時間」（1日8時間・1週40時間以内）を超えて労働者に時間外労働（残業）や休日労働を行わせる場合には、
  - ・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
  - ・36協定の労働基準監督署への届出が必要です。
- 36協定では「時間外労働を行う業務の種類」や「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」、「休日労働の日数の上限」を決めなければなりません。
- 時間外労働と休日労働には上限規制があります。



©2014 大阪府もずやん

- ◆36協定に関することは、労働基準監督署の「労働時間相談・支援コーナー」までお気軽にご相談ください。  
受付時間：8時30分～17時15分  
(土・日・祝日、年末年始を除く)
- ◆大阪府内の労働基準監督署の所在地・電話番号は、大阪労働局のホームページに掲載しています。

検索 大阪労働局 労働基準監督署

# 36協定の 適正な締結

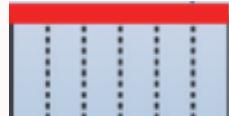
法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超える時間外労働や法定休日（毎週少なくとも1日）に労働を行わせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署長に届け出る必要があります。

時間外労働には法律で  
上限が定められています。

## 法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間\*
- ✓月100時間未満\*

\* 休日労働を含む



## 法律による上限 (限度時間)

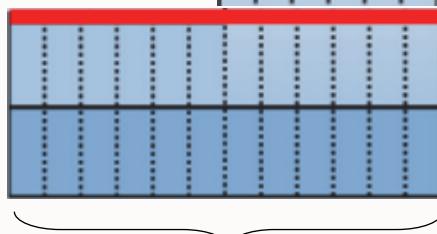
- ✓月45時間
- ✓年360時間

※1年単位の変形労働時間制の場合  
月42時間、年320時間



## 法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓週40時間



1年間 = 12か月

- ◆以下の事業・業務については、令和6年4月1日以降、上記と異なる上限規制が適用されます。  
建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る）、自動車運転の業務、医業に従事する医師
- ◆新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。  
詳細は、HPをご参照ください。



様式には、労働保険番号・法人番号についても記載が必要です ☞ 法人番号は「国税庁 法人番号公表サイト」からも検索できます



## 協定すべき事項は以下のとおりです

- 時間外労働又は休日労働をさせる必要のある具体的な事由
- 業務の種類  労働者数  対象期間（1年間に限る）  1年の起算日  協定の有効期間  
業務の種類について定めるに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしてください。
- 対象期間における1日、1か月、1年について、延長することができる時間数又は労働させることができる休日の日数、始業及び終業の時刻
- 時間外労働+休日労働の合計が以下を満たすこと（チェックボックスに要チェック）  
□月100時間未満    □2～6か月平均80時間以内

## 臨時に限度時間を超える労働について協定する場合、協定すべき事項は以下のとおりです

- 1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満）
- 1年の時間外労働時間（720時間以内）
- 限度時間を超えることができる月数（1年について6か月以内とすること）
- 臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合  
通常予見のできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に限度時間（月45時間・年360時間）を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に定めなければならず、「業務の都合上必要な場合」、「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを定めることは認められないことに留意してください。  
(例)・予算・決算業務・ボーナス商戦に伴う業務の繁忙・納期のひっ迫・大規模なクレームへの対応・機械のトラブルへの対応
- 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置  
以下のものから協定することが望ましいことに留意してください。  
①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保（勤務間インターバル）  
④代償休日・特別休暇の付与 ⑤勤務状況や健康状態に応じた健康診断 ⑥年次有給休暇の取得促進  
⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導
- 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率  
25%を超える率とするよう努めてください。
- 限度時間を超えて労働させる場合における手続  
(例：労働者代表者に対する事前申し入れ、労使協議)

様式の記載例は次頁以降を  
ご参照ください

# 36協定届の記載例（限度時間を超えない場合）

(様式第9号(労働基準法施行規則第16条第1項関係))

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出してください。

◆36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結する必要があります。

必要事項の記載があれば協定届様式以外の形式でも届出できます。

◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

時間外労働に関する協定届 休日労働										労働保険番号	労働保険番号・法人番号を記載してください。										
										労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	郵便番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	管轄	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	基幹番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	枝番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	統一括事業場番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
										法人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□										
事業場(工場、支店、営業所等)ごとに協定してください。																					
事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)						協定の有効期間											
金属製品製造業		○○金属工業株式会社 ○○工場		(〒○○○-○○○○) ○○市○○町1-2-3 (電話番号:○○○-○○○○-○○○○)						○○○○年4月1日から1年間											
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数															
	受注の集中 製品不具合への対応 臨時の受注、納期変更					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)							
	①下記②に該当しない労働者					10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間								
	②1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間								
休日労働	月末の決算事務 棚卸		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。				1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。											
	月末の決算事務 棚卸					5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間								
	①下記②に該当しない労働者					5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間								
	②1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数				労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻											
	受注の集中 臨時の受注、納期変更					10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30								
	①下記②に該当しない労働者					10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30								
	②1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者					10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										(チェックボックスに要チェック)											
協定の成立年月日 ○○○○ 年 3 月 12 日										管理監督者は労働者代表にはなれません。											
協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名										協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。											
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)										(チェックボックスに要チェック)											
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 <input checked="" type="checkbox"/>										(チェックボックスに要チェック)											
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input checked="" type="checkbox"/>										(チェックボックスに要チェック)											
○○○○ 年 3 月 15 日										工場長 田中太郎											
○ ○										使用者 職名 氏名											
労働基準監督署長殿										協定書を兼ねる場合には、使用者の署名又は記名・押印が必要です。											

# 限度時間を超える場合の36協定届の記載例 (特別条項)

(様式第9号の2 (労働基準法施行規則第16条第1項関係))

臨時的な特別の事情がなければ、限度時間 (月45時間又は42時間・年360時間又は320時間) を超えることはできません。

限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間にできる限り近づけるように努めてください。

◆臨時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。

◆様式第9号の2は、✓限度時間内の時間外労働についての届出 (1枚目) と、✓限度時間を超える時間外労働についての届出 (2枚目) の2枚の記載が必要です。

◆1枚目の記載については、前ページの記載例をご参照ください。

2枚目  
(表面)

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
				延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させる ことができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超えて所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
突発的な仕様変更	設計	10人	6時間	6.5時間	4回	60時間	70時間	35%	550時間	670時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10人	6時間	6.5時間	3回	60時間	70時間	35%	500時間	620時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20人	6時間	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	450時間	570時間	35%
限度時間を超えて労働させる場合にとる手続について定めてください。	事由は一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。 「業務の都合上必要なとき」「業務上やむを得ないとき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。	月の時間外労働の限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる回数を定めてください。年6回以内に限ります。	限度時間 (月45時間又は42時間) を超えて労働させる場合の、1か月の時間外労働と休日労働の合計の時間数を定めてください。月100時間未満に限ります。なお、この時間数を満たしても、2~6か月平均で月80時間を超えてはいけません。	限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率となるよう努めてください。	限度時間 (年360時間又は320時間) を超えて労働させる1年の時間外労働 (休日労働は含みません) の時間数を定めてください。年720時間以内に限ります。					
限度時間を超えて労働させる場合における手続	<b>労働者代表者に対する事前申し入れ</b>		<b>対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催</b>								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、③、⑪	(具体的な内容)									

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

協定の成立年月日 〇〇〇〇年3月12日

協定の当事者である労働組合 (事業場の労働者の過半数で組織する労働組合) の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
検査課主任  
氏名  
山田花子

管理監督者は労働者代表  
にはなれません。

(チェックボックスに要チェック)

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (

**投票による選挙**

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名又は記名・押印が必要です。

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年3月15日

使用者  
職名  
工場長  
氏名  
田中太郎

〇〇

労働基準監督署長殿

1年間の上限時間を計算する際の起算日を記載してください。その1年間ににおいては協定の有効期間にかかわらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率 (25%) を超える割増率とするよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合算した時間数は、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内でなければいけません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票・挙手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、その選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定届とはなりません。

# 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

- 時間外労働や休日労働は必要最小限にとどめてください。
- 使用者は、36協定の範囲内で労働させた場合であっても、労働者に対する安全配慮義務を負うこと、また、時間外・休日労働時間が1箇月においておおむね45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まることに留意する必要があります。
- 限度時間（月45時間・年360時間）を超えて労働させることができる時間を定めるに当たっては、**限度時間にできる限り近づけるように努めてください。**
- 1か月未満の期間において労働する労働者について、1週、2週及び4週のそれぞれについての延長時間が目安時間（1週15時間、2週27時間、4週43時間）を超えないものとするよう努めてください。
- 36協定において休日の労働を定めるに当たっては、**休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするよう努めてください。**

## 36協定の締結当事者

- 36協定締結の際は、その都度、当該事業場に使用されるすべての労働者（パートやアラバイト等も含む）の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、過半数組合がない場合は、すべての労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と協定しなければなりません。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
  - ✓ 管理監督者でないこと
  - ✓ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
  - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

※不適切な選出の例：会社による指名、社員親睦会の幹事などを自動的に選出
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮を行わなければなりません。

36協定届の  
チェックボックス  
にチェックする  
必要があります。

36協定は、常時各作業場の見やすい場所への掲示や書面を交付する等の方法により、労働者に周知する必要があります。

## 各種ご案内

☞ 36協定の様式の  
ダウンロードはこちら

労働基準関係主要様式  

☞ 必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な36協定届を作成することができます

スタートアップ労働条件  

☞ 36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子  

# 第2回 化学物質管理強調月間を実施します

期間：令和8年2月1日から令和8年2月28日

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況です。

これらを踏まえ、特別規則の対象となっていない物質の対策強化を行い、事業者が危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講すべき措置を適切に実施する制度を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任・管理を行わせる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、第2回化学物質管理強調月間を以下のスローガンの下で展開することとし、化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることとします。



## スローガン

## 「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

### ◇ 主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項 ◇

#### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

#### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

#### (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

#### (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

#### (オ) 雑誌等を通じた広報

#### (カ) 事業者の実施事項についての指導援助

#### (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

#### (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

### ◇ 実施者（事業者）の実施事項 ◇

#### ① 下記(ア)から(エ)の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う

#### (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、安全衛生担当者等との連携等

#### (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質のSDS等による危険有害性等の確認

#### (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等

#### (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

#### ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡回

#### ③ スローガン等の掲示

#### ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

#### ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

## 【中央労働災害防止協会】

【強調月間ページ】

「令和7年度 化学物質管理強調月間」の特設ページにより情報が掲載されています。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/kagaku/index.html>



## 【大阪労働局ホームページ】

【新たな化学物質規制】

新たな化学物質規制（法改正に係る関係資料や当局版のリーフレット等を掲載しています）

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>



化学物質等を使用する際は、手指や目などのばく露防止対策も重要です。改正では「皮膚等障害化学物質」に対する、有効な保護具着用も義務付けられました。

【皮膚等障害化学物質リーフレット】



## 【厚生労働省ホームページ】

【安全衛生Q & A】

新たな化学物質規制に関するラベル・SDS、リスクアセスメントなどのQ & Aなどを掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/faq/faq\\_index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_index.html)



## 【独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所】

職場の化学物質管理総合サイト「ケミサポ」として、新たな化学物質規制に関する情報（リスクアセスメント対象物一覧や事業者が実施すべき事項など）をわかり易く掲載しています。



<https://cheminfo.johas.go.jp/>

## 【環境省】

【化学物質アドバイザー】

「化学物質アドバイザー制度」の利用に係る情報を掲載しています。



<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

労働者50人未満の事業場の皆様へ

# ストレスチェックを実施しましょう

(令和10年5月14日までに施行予定)

労働者50人未満の事業場においても、  
労働者の  
**「ストレスチェックの実施」が義務**  
となります。



## ストレスチェックとは

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/160331-1.pdf>



ストレスに関する質問票(選択回答)に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状況にあるかを調べる簡単な検査です。



## ストレスチェック実施の目的とは

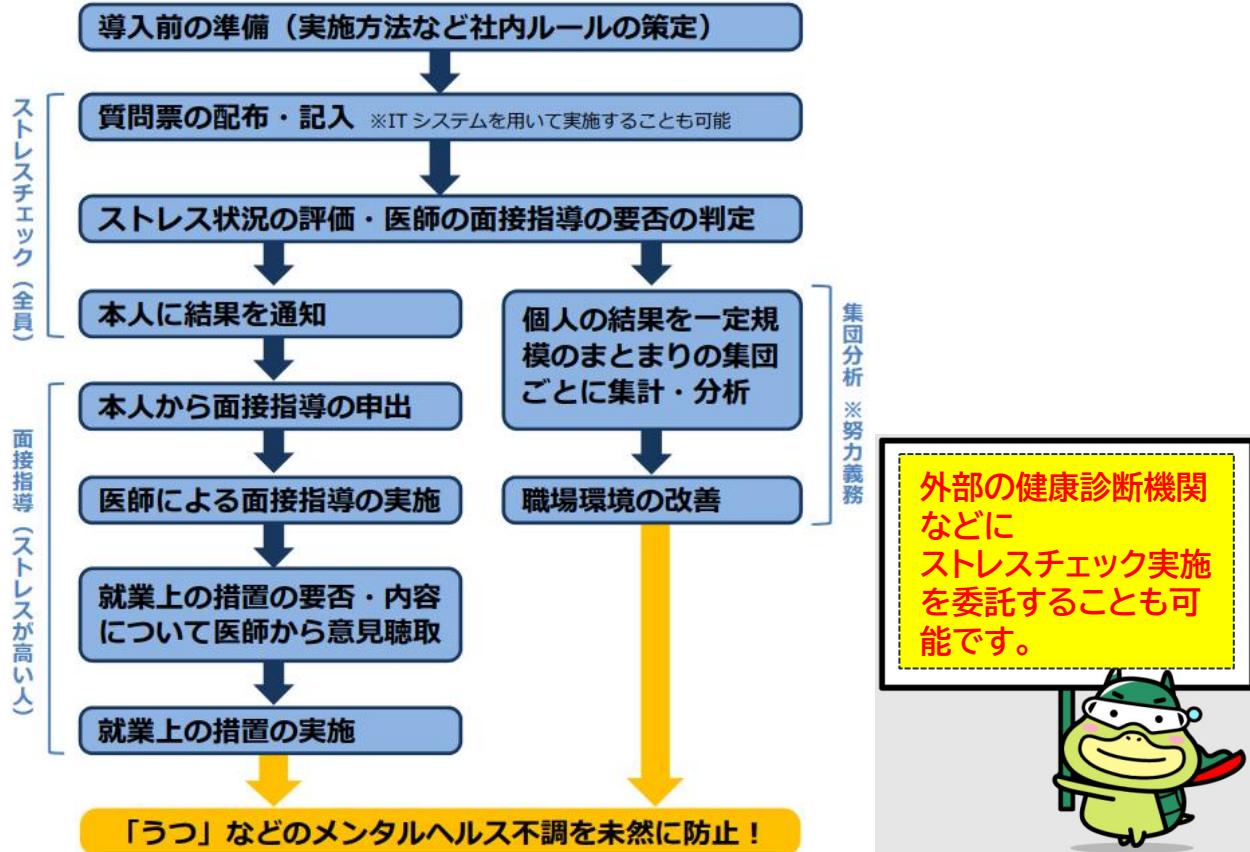
労働者が自分のストレスの状態を知ることで、ストレスをためすぎないように対処したり、**ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受けて助言をもらったり、職場の環境改善につなげたりすることで、メンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みです。**

たしかめよう



# ストレスチェックの具体的な実施方法とは

## ストレスチェック制度の実施手順



## 独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

企業の方へ

<https://osakas.johas.go.jp/mental/>



## 地域産業保健センター(大阪府内13か所)

企業の方へ <https://osakas.johas.go.jp/sanpo-center/>

- ・高ストレス者の医師の面接指導
- ・健康相談（メンタルヘルス不調者相談・指導）
- ・健康相談（ストレスチェック相談・指導）
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者に対する医師による面接指導

を無料で実施しています。



被保険者、事業主の皆さんへ

令和7年11月17日～

# 育児休業等給付専用の コールセンターを設置します

育児休業等給付に関する制度内容や申請手続き、電子申請の処理状況の目安に関するお問い合わせは、以下のコールセンターまでお電話をお願いします。

対象の  
給付金

- ◆ 育児休業給付金(支給期間の延長を含みます)
- ◆ 出生時育児休業給付金
- ◆ 出生後休業支援給付金
- ◆ 育児時短就業給付金

こんな  
問い合わせに  
対応します

- ◆ 給付金の内容や支給要件を知りたい
- ◆ 支給額がどのように計算されるか知りたい
- ◆ 給付金の申請手続きを知りたい
- ◆ 支給時期や電子申請の処理の目安を聞きたい

(※具体的な支給日はお答えできませんので、予めご了承ください。)

育児休業等給付コールセンター

0570-200-406



受付時間 平日8:30～17:15（土日祝日、12/29～1/3を除く）  
※通話料は利用者負担となります



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL071107保01

## ハローワーク大阪東の求人・求職状況

### 1. 産業別新規求人数（単位：人）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年12月	前年同月	前年同月比	令和7年12月	前年同月	前年同月比
計	8,001	9,852	▲ 18.8	60,316	64,087	▲ 5.9
建設業	526	694	▲ 24.2	4,624	4,517	2.4
製造業	526	560	▲ 6.1	4,492	4,547	▲ 1.2
情報通信業	664	737	▲ 9.9	2,048	2,686	▲ 23.8
運輸業,郵便業	124	196	▲ 36.7	3,817	3,858	▲ 1.1
卸売業,小売業	692	748	▲ 7.5	5,257	5,390	▲ 2.5
学術研究,専門・技術サービス業	648	606	6.9	1,964	1,998	▲ 1.7
宿泊業,飲食サービス業	892	1,771	▲ 49.6	6,825	9,374	▲ 27.2
生活関連サービス業,娯楽業	167	145	15.2	2,333	1,983	17.7
教育,学習支援業	118	159	▲ 25.8	920	954	▲ 3.6
医療,福祉	1,954	1,795	8.9	17,449	16,588	5.2
サービス業（他に分類されないもの）	1,188	1,453	▲ 18.2	7,337	8,439	▲ 13.1

### 2. 職業別新規求職申込件数（単位：件）

	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	令和7年12月	前年同月	前年同月比	令和7年12月	前年同月	前年同月比
職業計	1,308	1,190	9.9	20,611	19,024	8.3
A 管理的職業従事者	3	11	▲ 72.7	86	77	11.7
B 専門的・技術的職業従事者	240	206	16.5	3,247	2,995	8.4
C 事務従事者	366	383	▲ 4.4	5,243	4,932	6.3
D 販売従事者	85	82	3.7	1,264	1,153	9.6
E サービス職業従事者	146	118	23.7	2,409	1,844	30.6
F 保安職業従事者	9	13	▲ 30.8	256	203	26.1
G 農林漁業従事者	2	5	▲ 60.0	63	64	▲ 1.6
H 生産工程従事者	45	47	▲ 4.3	1,020	950	7.4
I 輸送・機械運転従事者	36	27	33.3	767	663	15.7
J 建設・採掘従事者	7	5	40.0	182	197	▲ 7.6
K 運搬・清掃・包装等従事者	124	67	85.1	2,480	1,932	28.4

### 3. 就職件数の推移

	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12
大阪東	280	288	381	499	359	349	296	344	248	298	363	291	290
大阪労働局	5,139	4,815	5,786	6,562	6,360	6,045	5,940	5,714	4,627	5,546	5,914	4,830	4,991

# 職業別有効求人倍率表 常用フルタイム

令和7年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	15,100	7,128	2.12	103,000	90,884	1.13
01管理的職業	50	39	1.28	424	450	0.94
02研究・技術の職業	2,896	484	5.98	12,812	5,773	2.22
006開発技術者	241	28	8.61	1,283	515	2.49
007製造技術者	149	79	1.89	854	1,202	0.71
008建築・土木・測量技術者	1,069	53	20.17	3,975	715	5.56
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	964	205	4.70	4,195	2,137	1.96
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	257	376	0.68	856	3,936	0.22
017デザイナー	63	206	0.31	258	2,044	0.13
04医療・看護・保健の職業	882	242	3.64	8,537	3,393	2.52
023看護師・准看護師	451	113	3.99	3,738	1,583	2.36
024医療技術者	181	46	3.93	1,868	607	3.08
025栄養士・管理栄養士	41	16	2.56	1,233	246	5.01
028保健医療関係助手	81	15	5.40	814	278	2.93
05保育・教育の職業	272	104	2.62	2,634	1,357	1.94
029.031.032その他の保育・教育の職業	271	90	3.01	2,466	1,165	2.12
06事務的職業	1,645	2,364	0.70	9,671	26,703	0.36
033総務・人事・企画事務の職業	196	257	0.76	1,065	2,750	0.39
034一般事務・秘書・受付の職業	393	1,375	0.29	2,406	15,591	0.15
037医療・介護事務の職業	159	67	2.37	1,131	1,155	0.98
038会計事務の職業	267	225	1.19	1,089	2,352	0.46
040営業・販売関連事務の職業	288	154	1.87	1,488	1,693	0.88
07販売・営業の職業	2,683	485	5.53	10,983	6,190	1.77
045販売員	944	138	6.84	4,008	2,283	1.76
048営業の職業	1,657	321	5.16	6,510	3,630	1.79
08福祉・介護の職業	1,457	288	5.06	14,532	4,089	3.55
049福祉・介護の専門的職業	491	131	3.75	5,822	1,621	3.59
050施設介護の職業	643	146	4.40	6,558	2,297	2.86
051訪問介護の職業	323	11	29.36	2,152	171	12.58
09サービスの職業	1,415	423	3.35	10,600	4,943	2.14
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	43	58	0.74	3,067	692	4.43
055飲食物調理の職業	386	128	3.02	3,904	1,628	2.40
056接客・給仕の職業	823	153	5.38	2,851	1,615	1.77
057居住施設・ビル等の管理の職業	63	35	1.80	319	470	0.68
10警備・保安の職業	469	32	14.66	3,350	676	4.96
12製造・修理・塗装・製図等の職業	851	339	2.51	8,464	5,078	1.67
071製品製造・加工処理工（金属製品）	170	45	3.78	2,129	1,076	1.98
072製品製造・加工処理工（食料品等）	45	33	1.36	720	483	1.49
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	205	77	2.66	1,398	913	1.53
074機械組立工	81	29	2.79	751	555	1.35
075機械整備・修理工	106	30	3.53	1,489	447	3.33
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	150	89	1.69	997	910	1.10
13配達・輸送・機械運転の職業	1,025	207	4.95	9,031	4,482	2.01
082配達・集荷の職業	320	62	5.16	1,630	1,484	1.10
083貨物自動車運転の職業	103	32	3.22	3,185	897	3.55
085乗用車運転の職業	410	53	7.74	2,170	778	2.79
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	152	23	6.61	873	515	1.70
14建設・土木・電気工事の職業	388	54	7.19	6,698	1,030	6.50
091建設の職業（建設躯体工事の職業を除く）	190	20	9.50	2,098	367	5.72
094電気・通信工事の職業	80	21	3.81	1,233	332	3.71
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	795	430	1.85	4,206	6,946	0.61
095荷役・運搬作業員	472	81	5.83	2,063	1,579	1.31
096清掃・洗浄作業員	138	85	1.62	794	1,177	0.67
（IT関連計）	1,824	627	2.91	8,857	6,664	1.33
（福祉関連計）	2,001	384	5.21	19,201	5,518	3.48
（介護関連小計）	1,394	234	5.96	13,774	3,441	4.00

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のもの。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

# 職業別有効求人倍率表 常用パートタイム

令和7年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)	有効求人人数 (A)	有効求職者数 (B)	有効求人倍率 (A/B)
<b>職業計</b>	9,534	3,604	2.65	62,146	54,929	1.13
01管理的職業		10	0.00	11	80	0.14
02研究・技術の職業	49	60	0.82	336	837	0.40
007製造技術者		22	0.00	53	249	0.21
008建築・土木・測量技術者	15	4	3.75	100	101	0.99
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	13	18	0.72	111	195	0.57
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	199	110	1.81	617	1,190	0.52
017デザイナー	76	49	1.55	293	530	0.55
04医療・看護・保健の職業	592	146	4.05	5,505	2,392	2.30
023看護師・准看護師	399	82	4.87	2,888	1,324	2.18
024医療技術者	77	12	6.42	996	270	3.69
028保健医療関係助手	64	13	4.92	787	250	3.15
05保育・教育の職業	359	65	5.52	3,112	1,187	2.62
030学童保育等指導員・保育補助者、家庭的保育者	169	25	6.76	761	329	2.31
029.031.032その他の保育・教育の職業	190	40	4.75	2,351	858	2.74
06事務の職業	966	931	1.04	5,980	12,726	0.47
034一般事務・秘書・受付の職業	187	595	0.31	1,865	8,224	0.23
037医療・介護事務の職業	102	41	2.49	1,023	656	1.56
038会計事務の職業	210	58	3.62	516	736	0.70
040営業・販売関連事務の職業	79	27	2.93	331	351	0.94
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	127	62	2.05	505	801	0.63
07販売・営業の職業	430	121	3.55	2,210	2,246	0.98
045販売員	381	96	3.97	1,973	1,924	1.03
08福祉・介護の職業	1,233	158	7.80	13,140	2,628	5.00
049福祉・介護の専門的職業	166	66	2.52	2,470	876	2.82
050施設介護の職業	653	77	8.48	7,354	1,561	4.71
051訪問介護の職業	414	15	27.60	3,316	191	17.36
09サービスの職業	3,362	254	13.24	14,408	4,165	3.46
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	19	28	0.68	886	301	2.94
055飲食物調理の職業	1,750	77	22.73	9,768	1,799	5.43
056接客・給仕の職業	1,313	77	17.05	2,420	988	2.45
057居住施設・ビル等の管理の職業	239	49	4.88	703	692	1.02
10警備・保安の職業	303	23	13.17	2,634	534	4.93
12製造・修理・塗装・製図等の職業	259	77	3.36	2,051	1,517	1.35
071製品製造・加工処理工（金属製品）	12	10	1.20	213	214	1.00
072製品製造・加工処理工（食料品等）	98	15	6.53	651	344	1.89
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	92	25	3.68	669	361	1.85
074機械組立工	11	2	5.50	151	140	1.08
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	15	1	15.00	87	38	2.29
13配送・輸送・機械運転の職業	183	73	2.51	2,645	1,611	1.64
082配送・集荷の職業	54	28	1.93	601	516	1.16
083貨物自動車運転の職業	4	4	1.00	189	90	2.10
085乗用車運転の職業	101	18	5.61	1,297	583	2.22
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	13	8	1.63	148	132	1.12
14建設・土木・電気工事の職業	8	8	1.00	129	145	0.89
091建設の職業（建設転体工事の職業を除く）	6	2	3.00	50	58	0.86
092土木の職業	2	1	2.00	36	26	1.38
094電気・通信工事の職業		3	0.00	18	43	0.42
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,571	667	2.36	9,196	11,599	0.79
095荷役・運搬作業員	78	43	1.81	946	918	1.03
096清掃・洗浄作業員	1,241	186	6.67	5,478	3,140	1.74
097包装作業員	107	44	2.43	585	694	0.84
098選別・ピッキング作業員	55	47	1.17	680	1,078	0.63
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	90	347	0.26	1,507	5,769	0.26
（IT関連計）	237	140	1.69	994	1,727	0.58
（福祉関連計）	1,678	225	7.46	16,763	3,880	4.32
（介護関連小計）	1,228	131	9.37	13,126	2,324	5.65

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 有効求人はハローワークに申し込まれた求人（常用）の総数で、有効求職者は求職（常用）の申込みをしている人の総数。

※6 有効求職者数には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれる。

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用フルタイム

令和7年12月内容	ハローワーク大阪東			大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金
	下限	上限		下限	上限	
職業計	245,260	331,017	247,526	243,354	312,934	246,614
01管理的職業	277,618	348,575	273,333	340,563	456,703	334,925
02研究・技術の職業	285,436	481,947	298,000	270,955	439,388	277,025
006開発技術者	249,556	415,152	300,000	248,281	398,939	281,892
007製造技術者	271,066	398,303	272,500	249,519	374,803	244,678
008建築・土木・測量技術者	317,900	562,874	358,333	292,990	481,471	317,563
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	255,627	410,641	295,385	265,808	436,949	263,991
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	239,837	342,464	258,571	238,269	347,276	250,874
017デザイナー	233,106	317,429	245,000	232,773	310,047	240,053
04医療・看護・保健の職業	268,996	325,340	252,895	252,188	300,847	266,872
023看護師、准看護師	289,015	327,460	267,000	269,866	317,172	282,077
024医療技術者	256,036	310,944	244,000	252,297	308,187	266,436
025栄養士・管理栄養士	214,387	238,142	252,000	221,600	260,109	228,409
028保健医療関係助手	202,921	226,711	175,000	200,309	224,826	200,625
05保育・教育の職業	225,622	279,165	243,571	230,829	267,921	229,609
029.031.032その他の保育・教育の職業	225,622	279,165	238,333	231,422	269,028	232,168
06事務的職業	231,770	279,273	231,387	223,830	275,267	233,113
033総務・人事・企画事務の職業	236,899	309,072	246,296	230,788	286,448	275,464
034一般事務・秘書・受付の職業	210,214	242,171	219,919	213,156	249,398	223,424
037医療・介護事務の職業	245,419	268,201	197,273	211,731	249,245	209,212
038会計事務の職業	251,381	293,611	236,667	242,412	307,265	238,838
040営業・販売関連事務の職業	224,583	285,916	273,750	223,454	286,649	247,654
07販売・営業の職業	235,574	309,545	274,923	242,818	323,965	275,100
045販売員	202,489	235,561	223,889	229,432	292,713	231,554
048営業の職業	246,600	349,543	294,348	246,509	337,933	301,173
08福祉・介護の職業	240,872	274,430	222,791	244,325	275,190	234,584
049福祉・介護の専門的職業	239,125	285,967	225,909	256,534	289,526	238,941
050施設介護の職業	235,923	265,717	214,118	232,177	262,063	228,327
051訪問介護の職業	251,634	271,914	242,500	236,159	262,474	257,667
09サービスの職業	225,052	274,927	260,536	245,054	289,431	242,205
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	224,455	312,355	271,429	255,686	303,506	234,898
055飲食物調理の職業	223,746	267,296	300,667	241,214	281,152	254,292
056接客・給仕の職業	224,696	268,581	239,167	234,213	278,509	241,959
057居住施設・ビル等の管理の職業	243,692	274,425	232,857	217,061	236,923	221,692
10警備・保安の職業	204,125	224,676	232,500	205,850	243,095	218,889
12製造・修理・塗装・製図等の職業	223,785	306,796	240,000	226,370	309,099	239,180
071製品製造・加工処理工（金属製品）	222,933	305,646	227,500	227,814	311,395	247,593
072製品製造・加工処理工（食料品等）	231,283	266,083	222,727	226,876	288,008	220,615
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	212,666	258,043	222,500	214,066	275,686	227,218
074機械組立工	195,496	263,853	275,000	222,918	299,977	231,563
075機械整備・修理工	228,410	345,854	--	232,582	327,295	268,730
080生産関連の職業（塗装・製図を含む）	247,647	394,998	275,000	236,267	372,939	244,857
13配送・輸送・機械運転の職業	233,728	284,941	273,438	248,228	309,833	264,958
082配送・集荷の職業	222,957	269,632	300,000	237,757	283,138	261,410
083貨物自動車運転の職業	269,764	377,164	283,333	264,226	345,010	297,945
085乗用車運転の職業	239,098	268,188	248,750	233,398	262,195	260,570
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	230,640	275,059	233,333	243,459	310,696	247,424
14建設・土木・電気工事の職業	244,448	380,309	296,667	251,759	363,979	281,801
091建設の職業（建設転体工事の職業を除く）	238,718	375,831	300,000	245,016	353,066	288,587
094電気・通信工事の職業	238,867	366,096	300,000	256,653	374,630	281,563
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	218,276	249,487	204,444	221,283	265,352	211,851
095荷役・運搬作業員	224,339	278,146	204,000	222,182	269,008	218,592
096清掃・洗浄作業員	209,820	217,430	188,333	218,397	254,407	200,656
(IT関連計)	256,409	408,613	277,538	259,526	416,291	261,958
(福祉関連計)	252,839	288,503	241,754	247,826	283,074	256,833
(介護関連小計)	240,246	273,527	226,111	241,179	271,857	234,181

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（月額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（月額）です。（単位：円）

## 職業別求人賃金と求職者希望賃金の状況 常用パートタイム

令和7年12月内容	ハローワーク大阪東				大阪労働局		
	求人賃金		求職希望賃金	求人賃金		求職希望賃金	
	下限	上限		下限	上限		
職業計	1,285	1,381	1,240	1,297	1,403	1,252	
01管理的職業	--	--	--	1,190	1,215	1,910	
02研究・技術の職業	1,938	2,723	1,500	1,505	2,029	1,527	
007製造技術者	--	--	--	1,231	1,311	1,454	
008建築・土木・測量技術者	2,229	3,121	1,500	1,772	2,588	1,851	
009情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）	--	--	--	1,235	1,380	1,417	
03法務・経営・文化芸術等の専門的職業	1,378	1,604	1,410	1,391	1,619	1,515	
017デザイナー	1,186	1,371	1,510	1,205	1,439	1,448	
04医療・看護・保健の職業	1,750	1,861	1,487	1,687	1,893	1,642	
023看護師・准看護師	1,848	1,916	1,580	1,697	1,864	1,713	
024医療技術者	1,622	1,842	1,339	1,791	2,070	1,503	
028保健医療関係助手	1,293	1,349	1,200	1,223	1,308	1,278	
05保育・教育の職業	1,456	2,003	1,608	1,338	1,498	1,341	
030学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者	1,271	1,403	1,177	1,250	1,323	1,188	
029.031.032他の保育・教育の職業	1,488	2,106	1,680	1,360	1,541	1,407	
06事務的職業	1,276	1,422	1,226	1,238	1,354	1,220	
034一般事務・秘書・受付の職業	1,285	1,369	1,223	1,234	1,330	1,211	
037医療・介護事務の職業	1,230	1,317	1,200	1,223	1,309	1,194	
038会計事務の職業	1,311	1,666	1,246	1,296	1,543	1,244	
040営業・販売関連事務の職業	1,295	1,427	1,177	1,247	1,406	1,267	
043コンピュータ等事務用機器操作の職業	1,215	1,344	1,177	1,198	1,265	1,212	
07販売・営業の職業	1,177	1,192	1,177	1,290	1,453	1,203	
045販売員	1,177	1,177	1,184	1,294	1,466	1,185	
048営業の職業	1,248	1,301	1,200	1,304	1,436	1,293	
08福祉・介護の職業	1,313	1,447	1,327	1,327	1,461	1,239	
049福祉・介護の専門的職業	1,272	1,375	1,608	1,326	1,414	1,286	
050施設介護の職業	1,308	1,376	1,199	1,299	1,387	1,209	
051訪問介護の職業	1,335	1,562	1,200	1,405	1,713	1,240	
09サービスの職業	1,195	1,226	1,211	1,185	1,242	1,197	
053理容師・美容師・美容関連サービスの職業	1,197	1,525	1,233	1,232	1,452	1,183	
055飲食物調理の職業	1,177	1,200	1,177	1,177	1,208	1,190	
056接客・給仕の職業	1,184	1,216	1,241	1,177	1,258	1,218	
057居住施設・ビル等の管理の職業	1,239	1,249	1,207	1,212	1,220	1,194	
10警備・保安の職業	1,198	1,348	1,215	1,216	1,299	1,177	
12製造・修理・塗装・製図等の職業	1,230	1,379	1,184	1,214	1,321	1,221	
071製品製造・加工処理工（金属製品）	1,189	1,200	--	1,231	1,397	1,180	
072製品製造・加工処理工（食料品等）	1,226	1,248	--	1,206	1,256	1,197	
073製品製造・加工処理工（金属製品・食料品等を除く）	1,237	1,410	1,183	1,194	1,280	1,190	
074機械組立工	1,300	1,300	--	1,232	1,343	1,233	
078製品検査工（金属製品・食料品等を除く）	1,185	1,215	--	1,211	1,278	1,177	
13配送・輸送・機械運転の職業	1,249	1,332	1,181	1,263	1,326	1,206	
082配送・集荷の職業	1,283	1,411	1,177	1,289	1,416	1,205	
083貨物自動車運転の職業	1,600	1,600	--	1,324	1,376	1,181	
085乗用車運転の職業	1,227	1,313	1,192	1,218	1,263	1,200	
089施設機械設備操作・建設機械運転の職業	1,244	1,297	--	1,261	1,345	1,229	
14建設・土木・電気工事の職業	1,450	1,600	1,177	1,456	1,905	1,177	
091建設の職業（建設転体工事の職業を除く）	1,450	1,600	--	1,393	1,812	1,177	
092土木の職業	--	--	1,177	1,549	1,706	1,177	
094電気・通信工事の職業	--	--	--	1,293	1,568	1,177	
15運搬・清掃・包装・選別等の職業	1,196	1,220	1,177	1,200	1,230	1,177	
095荷役・運搬作業員	1,208	1,252	1,177	1,242	1,321	1,192	
096清掃・洗浄作業員	1,194	1,209	1,195	1,197	1,217	1,177	
097包装作業員	1,177	1,232	1,192	1,177	1,231	1,177	
098選別・ピッキング作業員	1,294	1,390	1,177	1,212	1,271	1,181	
099その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業 (IT関連計)	1,198 1,221	1,238 1,472	1,177 1,401	1,193 1,231	1,232 1,440	1,177 1,345	
(福祉関連計)	1,481	1,595	1,425	1,431	1,579	1,422	
(介護関連小計)	1,313	1,447	1,218	1,326	1,460	1,234	

※1 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

※2 フルタイムとは、パートタイム以外のものをいう。※3 パートタイムとは、1週間の所定労働時間が当該事業所において、同類の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比べ短いものをいう。

※4 令和5年4月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。※5 求人賃金は、当月にハローワークで受理した求人票（常用）に記載された賃金の上限・下限の各平均額（時間額）です。（単位：円）

※6 求職希望賃金は、当月にハローワークに登録された方（常用）の希望賃金額の平均額（時間額）です。（単位：円）

# 中途採用者採用時賃金情報（令和7年10月～令和7年12月）

(単位:千円)

ハローワーク大阪東管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		281	213	238	263	289	303	314	310	301	305	281	243
職業別	管理的職業	355	217	215	264	307	345	450	446	424	530	483	247
	専門的・技術的職業	307	207	238	280	318	338	356	340	328	346	332	257
	事務的職業	292	166	238	263	295	307	323	315	328	359	332	286
	販売の職業	288	237	259	272	295	312	320	341	324	286	262	266
	サービスの職業	259	214	231	252	264	282	279	283	268	268	246	213
	保安の職業	227	208	215	241	241	308	227	241	228	241	214	172
	農林漁業の職業	257	--	--	283	--	--	--	--	--	230	--	--
	生産工程の職業	259	216	227	237	257	265	277	269	285	290	275	209
	輸送・機械運転の職業	228	--	217	212	245	243	232	249	239	206	204	271
	建設・採掘の職業	273	227	230	266	272	316	335	320	289	266	255	277
	運搬・清掃・包装等の職業	243	222	251	246	260	249	235	273	221	231	193	256
産業別	建設業	287	201	227	275	284	315	327	320	340	282	278	335
	製造業	287	218	239	260	296	306	313	320	298	358	305	221
	情報通信業	317	174	241	282	325	341	375	421	363	420	311	263
	運輸業、郵便業	245	247	236	245	257	255	254	268	256	224	213	188
	卸売業、小売業	283	195	230	259	283	305	330	329	316	315	309	244
	学術研究、専門・技術サービス業	296	247	236	264	301	332	341	316	328	313	343	257
	宿泊業、飲食サービス業	260	215	233	248	256	258	283	285	286	327	240	283
	生活関連サービス業、娯楽業	251	248	224	232	236	248	305	276	319	328	195	--
	教育、学習支援業	252	--	220	267	301	292	292	239	284	217	240	120
	医療、福祉	277	201	251	273	291	307	292	275	281	265	249	250
	サービス業 (他に分類されないもの)	259	207	232	247	267	280	281	287	276	269	298	211
事業所規模別	4人以下	278	175	230	265	269	300	313	328	278	292	277	236
	5～29人	275	223	239	258	275	286	307	294	293	286	298	266
	30～99人	287	210	232	262	290	315	315	322	323	333	301	250
	100～299人	278	212	243	270	285	290	293	291	293	326	263	218
	300～499人	266	191	213	253	263	281	316	331	327	284	225	184
	500～999人	299	231	260	267	306	338	361	338	328	339	337	278
	1000人以上	297	228	250	271	341	344	339	314	279	242	244	180

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりまとめたもの。

※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。

※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

## 中途採用者採用時賃金情報（令和7年10月～令和7年12月）

(単位:千円)

大阪労働局管内

		年齢計	19歳	20歳 24歳	25歳 29歳	30歳 34歳	35歳 39歳	40歳 44歳	45歳 49歳	50歳 54歳	55歳 59歳	60歳 64歳	65歳
計		271	214	234	259	280	289	296	295	289	292	271	229
職業別	管理的職業	346	218	234	275	314	321	390	398	403	439	398	272
	専門的・技術的職業	292	214	239	275	304	315	320	317	314	313	308	259
	事務的職業	280	208	234	258	284	295	303	305	301	344	304	266
	販売の職業	277	221	246	264	282	287	299	318	314	302	298	228
	サービスの職業	254	210	230	250	266	276	276	271	265	256	240	204
	保安の職業	219	214	228	232	246	249	230	236	225	230	213	186
	農林漁業の職業	228	200	214	219	240	235	225	175	250	226	343	205
	生産工程の職業	241	203	218	234	241	254	260	254	252	255	249	209
	輸送・機械運転の職業	267	224	249	260	276	280	278	278	275	263	251	229
	建設・採掘の職業	267	225	228	257	268	289	311	308	306	312	274	273
産業別	運搬・清掃・包装等の職業	242	218	226	242	241	252	263	254	249	249	225	198
	建設業	276	223	228	262	275	290	305	318	318	325	296	269
	製造業	275	204	227	254	275	290	301	303	295	324	295	228
	情報通信業	316	198	249	282	325	348	360	395	377	433	367	265
	運輸業、郵便業	262	218	237	253	263	270	277	279	272	264	253	223
	卸売業、小売業	275	213	234	256	277	286	298	309	298	310	299	255
	学術研究、専門・技術サービス業	288	219	235	266	301	317	340	315	329	320	337	269
	宿泊業、飲食サービス業	253	203	230	243	256	262	276	283	289	279	249	210
	生活関連サービス業、娯楽業	244	223	225	237	251	245	270	254	281	288	255	192
	教育、学習支援業	278	—	229	271	300	280	304	285	325	279	293	247
	医療、福祉	268	217	239	272	291	282	276	270	265	264	253	228
事業所規模別	サービス業 (他に分類されないもの)	255	214	230	247	261	279	281	284	272	275	252	199
	4人以下	264	226	236	259	266	280	285	283	273	277	263	222
	5～29人	264	217	231	252	267	275	282	282	279	284	275	235
	30～99人	271	214	233	255	274	284	294	294	294	293	276	236
	100～299人	273	211	236	263	281	285	293	301	294	298	267	229
	300～499人	270	211	228	260	275	287	304	285	293	288	262	227
	500～999人	284	224	244	266	302	310	325	318	306	322	270	206
1,000人以上		285	191	228	269	307	331	323	320	299	292	271	200

※1 3ヶ月ごとにおける「雇用保険被保険者資格取得届」の賃金欄のデータをとりまとめたもの。

※2 雇用形態が常用であり、税込み額。毎月決まって支払われる各種手当（通勤手当等）を含む。パートタイマー、季節労働者、日雇労働者、派遣労働者、有期契約労働者は含まない。時間外手当、賞与など臨時の給与は含まない。

※3 平成23年6月改定の「厚生労働省編職業分類」に基づく区分。

## 免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2025年12月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人數	
	大阪東	大阪	大阪東	大阪		大阪東	大阪	大阪東	大阪
第一種電気主任技術者	0	3	3	13	TOEIC(600点~)	34	208	12	27
第三種電気主任技術者	2	64	17	144	日本語検定1級	33	194	2	12
1級電気工事施工管理技士	0	39	15	71	日本語検定3級	16	179	0	3
2級電気工事施工管理技士	3	23	14	87	日商簿記1級	7	102	2	7
一級建築士	11	85	67	545	日商簿記2級	164	1,663	35	218
二級建築士	14	157	41	302	日商簿記3級	176	1,889	63	351
1級建築施工管理技士	6	75	68	669	簿記能力検定(全経2級)	10	69	0	7
2級建築施工管理技士	2	69	53	316	運行管理者(貨物)	5	159	2	56
1級土木施工管理技士	5	95	156	499	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	9	76	0	16
2級土木施工管理技士	5	60	142	441	医療事務資格	15	273	5	82
1級造園施工管理技士	2	13	0	38	登録販売者(一般医薬品)	15	231	3	141
薬剤師	20	248	50	484	理容師	2	36	5	1,461
保健師	8	136	17	169	美容師	43	481	33	1,821
助産師	3	62	1	41	ネイリスト技能検定試験2級	5	35	0	28
看護師	108	1,612	575	4,196	ネイリスト技能検定試験3級	3	51	0	8
准看護師	21	351	268	2,345	調理師	82	1,063	207	2,206
臨床検査技師	9	105	19	110	警備員検定試験(1級)	0	0	0	12
理学療法士	9	108	76	950	警備員検定試験(2級)	1	4	0	12
作業療法士	3	53	67	755	大型自動車免許	32	907	32	1,198
歯科技工士	3	48	9	33	大型自動車第二種免許	27	401	52	366
歯科衛生士	14	211	39	347	普通自動車免許	1,689	28,145	95	2,188
診療放射線技師	3	48	4	50	普通自動車第二種免許	29	432	191	891
言語聴覚士	4	32	42	425	大型特殊自動車免許	6	174	0	55
管理栄養士	19	228	41	715	自動二輪車免許	36	790	11	188
栄養士	38	413	48	1,207	原動機付自転車免許	8	267	502	1,005
あん摩マッサージ指圧師	0	15	32	263	牽引免許	15	249	3	215
はり師	5	65	48	274	フォークリフト運転技能者	127	3,115	220	2,244
きゅう師	4	54	23	219	中型自動車免許	9	315	84	1,403
柔道整復師	7	77	41	182	中型自動車第二種免許	2	38	50	104
臨床心理士	2	21	52	108	8トン限定中型自動車免許	12	418	29	710
社会福祉士	14	243	148	1,120	危険物取扱者(乙種)	40	843	22	175
介護福祉士	98	1,569	658	8,855	危険物取扱者(丙種)	1	72	1	18
保育士	84	1,255	258	3,205	溶接技能者	1	22	2	16
ホームヘルパー1級	4	46	32	332	ガス溶接技能者	12	314	0	129
ホームヘルパー2級	65	1,139	400	3,599	アーク溶接技能者(基本級)	5	171	1	64
精神保健福祉士	4	94	72	470	二級自動車整備士	7	92	6	124
介護支援専門員(ケアマネージャー)	21	349	56	1,554	三級自動車整備士	5	54	6	139
介護職員基礎研修修了者	2	31	13	305	自動車検査員	2	30	0	20
福祉用具専門相談員	9	101	10	52	2級ボイラー技士	8	182	10	76
介護職員初任者研修修了者	46	916	878	9,288	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	2	114	2	37
介護職員実務者研修修了者	38	453	440	5,624	移動式クレーン運転士	10	160	4	107
税理士	1	17	5	28	小型移動式クレーン運転技能者	8	204	7	135
社会保険労務士	8	96	30	70	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能者	1	28	0	32
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	58	924	42	1,228	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	2	124	8	212
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	20	267	61	520	玉掛け技能者	46	1,105	71	815
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	34	473	43	202	第一種電気工事士	7	136	8	333
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	68	802	69	343	第二種電気工事士	39	732	93	944
管理業務主任者	5	74	8	26	足場の組立て等作業主任者	3	44	2	102
実用英語技能検定2級	52	590	7	21	1級管工事施工管理技士	1	31	37	98
TOEIC(730点~)	71	515	1	10	2級管工事施工管理技士	0	27	22	127